

「不正の目的でないこと」の要件 に関する整理

令和 6 年 9 月 消費者庁

「不正の目的」とは

- 公益通報者保護法上の「公益通報」に該当するためには、通報が「不正の目的でないこと」の要件を充足する必要がある。これは、評価的な要件であるが、公益通報を理由とする不利益取扱いに対する罰則を検討するにあたり、当該要件の内容を確認する必要がある。

- 条文の記載 公益通報者保護法第2条第1項

この法律において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、（中略）通報することをいう。

一～四 （略）

- 逐条解説の記載 消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室編『逐条解説 公益通報者保護法〔第2版〕』（商事法務、2023年）60頁

本項にいう「不正の目的」とは、公序良俗に反する目的をいい、

- ① 不正の利益を得る目的

公序良俗に反する形で自己又は他人の利益を図る目的。

なお、報奨金や情報料を得る目的であっても、それが公序良俗に反する不正な利益といえるようなものでない場合には、ここにいう「不正の利益を得る目的」には当たらない。

- ② 他人に不正の損害を加える目的

他の従業員その他の他人に対して、社会通念上通報のために必要かつ相当な限度内にとどまらない財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える目的。

の通報など社会通念上違法性が高い通報が考えられる。

「専ら公益を図る目的」よりも要件が緩い理由

■ 逐条解説の記載

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室編『逐条解説 公益通報者保護法〔第2版〕』（商事法務、2023年）59頁

刑法の名誉毀損（刑法第230条及び第230条の2）は、「目的が専ら公益を図ること」である場合に違法性を阻却することとしているのに対し、本法では「不正の目的でないこと」を要件としている。

この理由は、

- **名誉毀損が「公然と事実を摘示」する、すなわち、不特定多数の者が知り得ることができる状態にすることを要件**としているのに対し、**本法では、通報先を役務提供先等、権限を有する行政機関又はその他の外部通報先に限定**していること
- **その他の外部通報先への通報については、通報の保護要件を加重**していること（法第3条第3号イ～ヘ）
- 本法は、**国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するために、一定の犯罪行為やその他の法令違反行為に係る通報に限って公益通報として本法の対象とする**ものであり、**通報目的を必要以上に限定することはこの目的との関係上適当ではない**こと
- **公益通報をする者は様々な事情につき悩んだ末に通報をすることが多く、純粹に公益目的だけのために通報がされることを期待するのは非現実的**と考えられること

から、刑法の名誉毀損の違法性阻却の要件とされている「専ら公益を図る目的であること」のような厳格な限定は適当ではないと考えられるためである。

「不正の目的でないこと」の意義（他の目的が併存する場合）

■ 逐条解説の記載

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室編『逐条解説 公益通報者保護法〔第2版〕』（商事法務、2023年）60頁

「不正の目的でない」というためには、

- 「不正の利益を得る目的」や「他人に不正の損害を加える目的」の通報と認められなければ足り、
- 専ら公益を図る目的の通報と認められることまで要するものではない。
- 単に、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの公益を図る目的以外の目的が併存しているというだけでは「不正の目的」であるとはいえない。

「不正の目的」による通報とは

- 公益通報者保護法が、事業者における一定の犯罪行為やその他の法令違反行為について通報した労働者等を、解雇等の不利益な取扱いから保護する目的は、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図」ることにある（法第1条）。
- このような法目的や通報対象事実や通報先等が限定されていることなどから、「不正の目的ではないこと」は、刑法の名誉毀損の違法性阻却の要件とされている「専ら公益を図る目的であること」よりも緩やかな要件とされている。
- そうすると、「不正の目的」による通報とは、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守」すなわち事業者における通報対象事実の未然防止や是正という法目的には適合しない通報を指すと考えられる。
- 過去の裁判例から、例えば、以下のような通報は、「不正の目的」によるものと整理される。
 - ✓ 決着をみた通報内容について、長期間経過した後、専ら他の目的を実現するために再度通報すること（裁判例①）
 - ✓ 嫌がらせ目的で、違法行為の解決にきっかけを与える目的とはいえないもの（裁判例②）

裁判例①（「不正の目的」とであると認定された事例）

【東京地裁平成25年3月26日判決労経速2179号14頁（ボッシュ事件）】

通報後いったん是正勧告、関係者による嚴重注意という形で決着をみた通報内容について、長期間を経過した後に再度通報した事案において、専ら公益以外の目的を実現するための通報であったとして「不正の目的」を認定した事例。

「原告は、平成23年初めころには、本件デジタルイラスト問題に関し、担当者に民事・刑事責任を問うことができないものであるという認識を有していたにもかかわらず、自らの法務室への異動希望を実現させるといふ個人的な目的のために、これを蒸し返し、同年7月22日には本件警告書による警告を受けたにもかかわらず、これに従うことなく、同月25日に、P4社長に対し再度これを告発したと評価せざるを得ない。このように、原告は、自らの内部通報に理由がないことを知りつつ、かつ個人的目的の実現のために通報を行ったものであって、原告が主張するように、社内のコンプライアンス維持のためにやむを得ない行為であったなどということとはできないものであって、実質的に懲戒事由該当性がないということとはできないし、かつ、公益通報者保護法2条にいう不正の目的に出た通報行為であると認めざるを得ない。」

「確かに、同法〔注：公益通報者保護法〕の趣旨からして、事業者のコンプライアンスの増進という動機以外の動機が存すること自体をもって、その適用を否定するのは相当ではなく、かつ、再度の公益通報であること自体をもって、その適用を否定することは慎重であるべきである。

しかしながら、他方で、このような公益通報については、たとえ事業者内部における再度の通報であったとしても、多かれ少なかれ、その通報内容を理解、吟味し、ある程度の調査が必要になる場合もあるなど、相応の対応を要求されるものであって、業務の支障となる側面があることは否定できず、時に組織としての明確な意思決定を迫られることもあることからすれば、これが無制限に許されると解するのは相当ではない。したがって、少なくとも、本件のように、いったん是正勧告、関係者らに対する嚴重注意という形で決着をみた通報内容について、長期間を経過した後に、専ら他の目的を実現するために再度通報するような場合において、これを「不正の目的」に出たものと認めることには、何ら問題がないというべきである」

裁判例②（「不正の目的」であると認定された事例）

【東京地裁平成29年9月19日判決LEX/DB文献番号25548981】

法違反の具体的事実の記載が全くない不可解な書面の送信が公益通報であると主張した事案において、嫌がらせ目的で行われたものと推認されるとして「不正の目的」を認定した事例。

「いずれの書類も、金商法違反の具体的事実の記載が全くないどころか、仮計算表を顧客に示して使用している旨の説明など、金商法違反の事実を推知するための情報さえ記載されていないため、どのような金商法違反の事実が行われ又は行われようとしているのかを伝えるものではない。したがって、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する」とは認められない。

また、不正の目的の有無の観点からも検討するに、そもそも本当に金商法違反の勧誘を中止させようと思えば、C支店長が仮計算表を顧客に示して確定利回りや確定分配金であると誤解させている旨を率直に指摘すれば足りるはずであるのに、原告はこれをせずあえて不可解な書面を送信していること、送信された文書の中には、FAXの発信者が被告の顧客あるいは他の証券会社の社員であるかのよう
に装うものもあること（乙3、4、6、7）、原告は、以前から投資信託の短期的な乗換えの勧誘で手数料の売上げを上げていたところ、上記合同検査を受けて平成26年10月以降、短期的な乗換え勧誘が制限されたために営業成績が急落し、丁度その時期に原告による一連のFAX送信が行われ
（前記1(3)ないし(5))、平成27年7月に乗換え勧誘が一層厳格化されると、再度原告によるFAX送信が行われていること（前記1(8)、(9))、そもそも原告はC支店長が仮計算表を顧客に渡しているのを現認しているわけではないこと（甲17の18頁）、同支店長が平成27年1月以降は仮計算表の作成を止めているのに原告は同年7月に仮計算表のFAX送信をしていること（乙7）に照らすと、
上記一連のFAX送信は被告に対する腹いせ又はC支店長に対する嫌がらせで行われているものと推認される。したがって、「不正の目的でなく」とはいいがたい。」